

2020年度

平塚市サッカー協会

第1種：社会人

社会人委員会&運営会細則及びリーグ運営細則

H F A

社会人委員会 & 運営会細則

第1条 目的

本細則は、平塚市サッカー協会の各種大会の運営を円滑にし、且つ、会員相互の統制を計り、サッカー競技の普及発展を図る事を目的とする。

第2条 構成

本運営会は、原則として、平塚市サッカー協会に登録された各団体の代表1名をもって構成する。（代表権のある代理可）

第3条 組織

1) 社会人委員会

本委員会は、原則10名の委員で構成する。（うち、委員長1名、副委員長2名、会計1名）

2) 運営会

各部の運営部長、副部長及びチーム代表者

第4条 任命

- 1) 委員長は理事会の承認を得て、本運営会の中より会長が任命する。
- 2) 副委員長、会計、書記は、本運営会より選出し、委員長が任命する。
- 3) 委員長の任期は2ケ年とするも留任を妨げない。
- 4) 委員の任期は原則として2ケ年とする。

第5条 会議の開催

- 1) 社会人委員会は、4ヶ月に1回開催を原則とする。
但し、必要に応じ委員長の召集により、臨時委員会を開催できる。
- 2) 運営会は、2ヶ月に1回開催を原則とする。
但し、必要に応じ委員長の召集により、臨時運営会を開催できる。

第6条 会議

- 1) 委員長は 次の事項を行う。
①成績確認並びに、次年度リーグ編成の提案

②委員会人事の提案

③理事会及び委員会の決定事項の確認

2) 委員会は 次の事項を行う。

①運営細則の違反に対する処分の決定

②試合日程の調整並びに成績表作成

③その他必要事項の協議、決定

3) 運営会は、次の事項を行う。

①試合の組合せ、審判割当の決定

②試合成績の確認

③理事会、委員会決定事項の確認

④運営に関する問題の提起、協議

第7条 登録、追加登録、移籍

1) 団体構成員の3分の1以上が平塚在住者 又は、在勤在学者である事。

2) 団体の構成員である選手を16名以上登録できる事。

3) 団体の代表者は、日本国籍の成人であること。

4) (財)日本サッカー協会公認審判員を3名以上有していること。

5) 外国籍者は7名以内であること。

6) 第1種社会人の団体の構成員に中学生以下のものがないこと。

7) 団体として、傷害保険に加入していることが望ましい。

8) その他、理事会で指定する事項。

以上、協会細則より抜粋

9) 登録用紙は12月に配布し1月の運営会で回収する。

10) 新規登録するチームは、12月末日までに、加盟申請書及び登録用紙に必要事項を記入し、

委員会を経て理事会の承認を受けて、登録が認められる。

(翌年2月末日までに、有効審判員が3名以上いること)

- 1 1) 年度途中登録は、毎年7月末日まで申請を受け付ける。その場合、チーム登録金、個人登録金は、通常と同額を要し、年度内の参加競技は、全て参考とし、登録を認める。
- 1 2) 追加登録は、【氏名、生年月日、住所、通勤/通学先、前所属先の有無】をメールで、協会事務局へ送信、受理した翌日より出場出来る。(2017年度改定)
- 1 3) 移籍は、移籍先の代表者から上記12)の内容をメールで、協会事務局へ送信、受理した翌日より出場出来る。(2018年度改定)

第8条 登録金、リーグ運営費、審判謝金、カップ戦参加費、グラウンド使用料(馬入)

| | | | |
|---------|--------|----------|---------------------|
| チーム登録金 | 10,000 | リーグ運営費 | 6,000 |
| 個人登録金 | 800 | 審判謝金 | 2,000×試合数(2012年度改定) |
| カップ戦参加費 | 1,000 | グラウンド使用料 | 1,500×試合数(毎年見直し) |

第9条 その他

- 1) 運営会の会計は、社会人委員会の会計が行う。
- 2) 会計監査は、平塚市サッカー協会の会計監査が行う。
- 3) 本細則は昭和49年4月1日より実施する。
- 4) 本細則は2020年4月1日より改正実施する。

リーグ運営細則

第1条 リーグの編成

- 1) 4部制を基本とし、編成は、委員会にて決定する。
- 2) 編成チームは、本協会に、加盟申請書を提出し、登録を澄ませたもので、なければならない。

第2条 表彰

- 1) 各部の優勝、準優勝チームには、賞状並びに記念品を贈る。
- 2) 神奈川県地域対抗大会の代表権は、前年度1部リーグ優勝チームを第1代表とする。
藤沢招待の代表権は、原則、前年度の岩渕杯優勝チームを第1代表とする。
寒川招待の代表権は、委員会にて、前年度のリーグ、岩渕杯の成績を考慮し決定する。

第3条 入れ替え

- 1) 上位3チームは 各上位の部へ昇格し、下位3チームは下部の部へ降格を原則とする。

第4条 競技

- 1) 大神市民スポーツ広場 及び 馬入ふれあいサッカー場での試合時間は、
30分-5分-30分 延長・PK合戦は行わない。
- 2) 試合開始時間（大神市民スポーツ広場）（馬入ふれあいサッカー場は、別途定める）
第1試合： 9：00 第2試合：10：20 第3試合：11：40
第4試合：13：00 第5試合：14：20 第6試合：15：40

第1試合： 9：00 第2試合：10：20 第3試合：11：40
第4試合：13：00 第5試合：14：20 （11月～3月）
- 3) 試合は、8名以上で成立する。（試合中、7名未満になると不成立。）
- 4) 交代は9名まで可とする。
※4部、3部は、自由な交替とする。リーグ戦で適用（2016-4部、2017-3部も適用）
- 5) 順位は勝点により決定する。
(イ) 勝3点 (ロ) 引き分け1点 (ハ) 負0点 (ニ) 不戦敗-1点
※不戦敗の得点は勝ちチーム5点 負けチーム0点とする。
- 6) 勝点と同じ場合は次の順序により順位を決定する。

- (イ) 該当チーム対戦成績 (ロ) 得失点差 (ハ) 得点
- (ニ) 順位決定戦 (抽選)

7) カップ戦は、大会規約に準ずる。

第5条 試合日程の変更

1) 試合日程の変更は、原則として認めず、不戦敗とする。

(但し、本委員会が正当な理由であると、判断した場合は除く)

2) 試合は、期限内に消化すること。期限内に消化出来ない場合、勝点及び得点は、0とする。

第6条 不戦敗

以下の場合を不戦敗とする

- 1) 試合を放棄した場合
- 2) 試合を棄権した場合
- 3) 試合を不成立にした場合

第7条 審判

1) 財) 日本サッカー協会の審判委員会に登録された有資格者が行う。

2) 3名、必ず審判服を着用し、予備審判含め4名で試合をコントロールすること。

(予備審判業務：試合時間のコントロール、選手交替、交替選手の用具の確認)

(予備審判は、支給された黒のレフリーブスを着用すること)

3) 試合開始前に警告、退場対象者を記録表とメンバー表で確認し開始する。

4) 試合結果を記録用紙及び審判報告書に記入すること。この報告書が、領収書を兼ねるので
正確にまた必ず記入すること。

5) 審判実行不可能の場合は、代行審判を調整し、事前に運営部長に連絡する。

6) 主審判1500円 副審判1000円 予備審判500円 の手当てを支給する。

7) 大神グラウンドに於いて、天候その他の事情で、【試合不可能】の判断は、審判団が決定する。

①. 第1試合の審判団4人で決定する。(対戦チームの意見に左右されずに判断する事)

②. 中止した場合は、第3、第4、第5試合のチームと協会事務局へ連絡をする。

③. 審判は、第2試合のチームが来るまで待機する。

(但し、第2試合のチームに連絡がついた場合は、その限りでは無い)

④. 天候が悪い場合は、8:00AMにグラウンドに行き、決定を下す。

・急に、天候が悪くなり中止した場合は、以後のチームに連絡する。

⑤. 前日、土曜日に大雨で翌日グラウンドが、使用不可と判断した場合は、

その時点で、当該チームと協会事務局へ中止の連絡をする。

⑥. 馬入ふれあいサッカー場に於ける、【試合不可能】の判断は、馬入管理事務所が行う。

※降雨で天然芝が使用に耐えない、雷、強風などの状況を総合的に判断して、中止連絡が協会事務局へきた場合、当該チームへ連絡します。

⑦. 担当した試合の結果等をホームページへ記入する。(2019年度より実施)

8) 次の試合の開始時間が守れる様、試合を進行する。

9) 警告及び退場の扱いについて

警告：累積2回＝1試合出場停止　累積4回＝2試合出場停止

(以下累積2回毎に1試合加算)

但し、年度を繰り越さない。

退場：退場1回＝原則、1試合出場停止(規律委員会によるものは、この限りでない)

但し、年度を繰り越し適用する。

第8条 会場担当(馬入ふれあいサッカー場)

1) 管理事務所キャビネットから許可書を取り出し、管理事務所へ提出する。

2) 管理事務所からコーナフラッグ、金具、備品箱、ボールを受取り会場へ持参する。
両チームを指揮して、ゴール、コーナフラッグを設置する。

3) 管理事務所キャビネットから試合記録票と審判報告書を会場へ持参する。

4) 帰りの会場担当は、両チームを指揮して、ゴール、コーナフラッグを撤去する。
コーナフラッグ、金具、備品箱、ボールを管理事務所へ返却する。

ベンチは、必ずピッチ外へ移動すること。

5) ピッチのごみ及び人工芝利用時は、管理事務所のゴミ箱に指定外のごみがないか確認すること(各チームが試合後に実施) 2018年改定

6) 試合記録票、審判報告書は、翌日までに、事務局まで提出する。

※原本または、PDFで送信提出する。

第9条 罰則

1) 退場、度重なる警告は規律委員会にて処分を決定する。

2) 運営に関し、支障を来したチームは、委員会にて処分を決定する。

第10条 その他

1) 本細則は、昭和49年4月1日より実施する。

2) 本細則は、2019年4月1日より改正実施する。

1種：社会人：覚え書き

起案 09.04.01 改定 2018.4.01

<第8条 会場担当>詳細

- 1) 記録表、審判報告書を印刷して、会場へ持参すること。
- 2) 馬入ふれあいサッカー場は、キャビネットから利用許可証を取出し、管理事務所へ提出。
- 3) 物品庫の備品を確認し、チェック表に記録し施錠すること。(大神Gの場合)
- 4) 第1試合の両チームを指揮し、グラウンド準備を完了させる。
- 5) 記録表に試合結果が、記録されているか、審判報告書が試合数分あるか確認する。
- 6) 最終試合の両チームを指揮し、グラウンド整備を完了させ、備品を倉庫に収納させる。
(赤い印の備品は、川上チームがチェック)
- 7) 倉庫の備品を確認しチェック表に記録し施錠すること。(大神Gの場合)
- 8) 記録表、審判報告書は、翌日までに事務局に提出する。
- 9) ラインカーは、各チームで準備すること。(大神Gの場合)
忘れた場合は、倉庫の物を借用させますが、必ず借用したチームが、水洗いして返却のこと。
- 10) ピッチのごみ及び人工芝利用時は、管理事務所のゴミ箱に指定外のごみが無いか
確認すること。

<第9条 罰則>詳細

1) 退場、度重なる警告は規律委員会にて処分を決定する。

2) 運営に関し、支障を来したチームは、委員会にて処分を決定する。

上記の運営に関し、支障を来すとは、下記を指す。

ポイントの加算が3点以上のチームは、次年度、最下部に降格させる。但し、全試合結果は、有効です。(リーグ優勝し、次年度、最下部へ降格と言うこともあります。)

ポイント

- | | |
|---------------------------------------|-------|
| (イ) 不戦敗となった場合 | ・・・1点 |
| (ロ) 運営会無断欠席した場合 | ・・・1点 |
| (ハ) 審判、会場担当業務、グラウンド準備、 後かたづけを怠った場合 | ・・・1点 |
| (ニ) 未登録選手を出場させた場合 | ・・・3点 |

(但し、カップ戦に於ける場合は、委員会にて処分を決定する。)

- 3) 自チームの試合前の審判を履行しなかった場合、自チームの試合は、不戦試合とし、その時間を使用して前の試合を成立させること。
(ポイント・・・1点) (審判を履行しなかったチーム)
- 4) 不戦敗としたチームが、両チーム分の審判謝金及びグラウンド使用料を支払うこと。
- 5) 審判報告書の記入に不備がある場合のペナルティ＝2,000円
審判報告書未記入の場合のペナルティ＝4,000円とする。(2012年度改定)

<第3条 入れ替え> (2020年4月より)

| 1部 | 2部 | 3部 | 4部 |
|-----|---------|---------|-----|
| 降格2 | 昇格2、降格2 | 昇格2、降格2 | 昇格2 |

<第2条 表彰>

- 3) 地域交流大会、地域対抗大会、藤沢招待・寒川招待参加チームには、旅費交通費として、1日5,000円を支給する。
後日、大会要綱・組合せ表・試合結果を添えて請求のこと。

<第7条 審判>

- 1) 財) 日本サッカー協会の審判委員会に登録された有資格者が行う。
- 2) 3名、必ず審判服を着用し、予備審判含め4名で試合をコントロールすること。
主審は、上下全て審判服着用、副審は、最低上着着用 (2012/5/26 決定)
(予備審判業務：試合時間のコントロール、選手交替、交替選手の用具の確認)
(予備審判は、支給された黒のレフリーブスを着用すること)

<その他>

- 1) 馬入ふれあいサッカー場使用料 2006年度：500円/1試合 2007-2011年度：1,500円/1試合
2012-2013年度：1,000円/1試合 (照明50%)
2014年度：1,200円/1試合 (照明100%に変更による金額改定)
2015年度：1,300円/1試合 (2015年度は、照明利用が多いため)
2016年度：1,300円/1試合
2017年度：1,300円/1試合
2018年度：1,400円/1試合 (2017/6/1料金改定1.5倍に)
2019年度：1,000円/1試合 (照明代が必要な試合数が少ない)
2020年度：1,200円/1試合
- 2) シャワールーム利用で問題を起こした為、今後利用しないことに決定 (2017/9)